

第6次白岡市男女共同参画プラン策定(素案)について

1. 策定の趣旨

「男女共同参画社会基本計画法」及び「白岡市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画基本計画である「白岡市男女共同参画プラン」の現行計画(令和4年度～令和8年度)が令和8年度で満了となるため、次期計画の策定を行うもの。

2. 計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- ・国の「男女共同参画基本計画(第5次)」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を勘案するとともに、「第6次白岡市総合振興計画」やその他の関連する分野計画と整合性を図り、策定する計画
- ・「白岡市男女共同参画条例」第15条に基づく基本計画
- ・以下の法律に基づく基本計画を包含する

- ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)※1第6条第2項に基づく「市町村基本計画」
- ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- ◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)第8条第3項に規定される「市町村基本計画」

3. 次期計画の概要

(1) 基本理念

「だれもが 自分らしく輝けるまち しらおかをめざして」(仮)

(2) 計画期間

- ・令和9年度から令和13年度までの5年間

4. 策定の背景

(1) 社会経済状況の変化

少子高齢化の進展、労働力人口の減少、未婚・単独世帯の増加、長寿命化、女性の就業率の増加、非正規雇用労働者割合の増加、諸外国と比較した場合の女性の政治分野や管理職における割合の低さ、ジェンダー主流化、デジタル社会の進展等

(2) 国の動向

- 「配偶者暴力防止法」改正(令和2年4月施行)
 - ・相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化
- 「女性活躍推進法」改正(令和2年6月～順次施行)

- ・一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象の拡大

- ・ハラスメント防止対策の強化

- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（令和3年6月施行）

- ・政党その他の政治団体の取組の促進や国・地方公共団体の施策を強化

- 「育児・介護休業法」改正（令和4年4月～段階的施行）

- ・男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等

- 「困難女性支援法」（令和4年5月公布、令和6年4月1日施行）

- ・困難を抱える女性支援の根拠法の売春防止法からの脱却。多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実現する「民間団体との共同」といった視点を取り入れること等を明記